○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十四条の二第一項及び第九十四条の四第一項並びに総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十一項及び同条第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の十の規定に基づき、指定自動車整備事業規則及び総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定自動車整備事業規則及び総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部を改正する省令

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第一条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「にそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみに限定されている」を「、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない」に改め、同条第二項中「第五十七条第一項第四号」を「第五十七条第四号」に改める。

第四条第一号中「合格している者」を「合格した者」に改め、「一年以上」の下に「（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）」を加える。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

第二条　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「にそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみに限定されている」を「、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない」に改め、同条第二項中「第五十七条第一項第四号」を「第五十七条第四号」に改める。

第十四条第一項第一号中「合格している者」を「合格した者」に改め、「一年以上」の下に「（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中指定自動車整備事業規則第四条第一号の改正規定及び第二条中総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条第一項第一号の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―八五

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項第十二号中「第四条の二第二項第一号」を「第四条の三第二項第一号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年十二月十九日付けで区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　新潟市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　新潟市　革新的農業実践特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農業法人経営多角化等促進事業、農地等効率的利用促進事業、地域農畜産物利用促進事業及び農業への信用保証制度の適用関連事業

○内閣府告示第二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年十二月十九日付けで区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略民間都市再生事業、保険外併用療養に関する特例関連事業及び国家戦略特別区域高度医療提供事業

○内閣府告示第三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百六十八号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十六年十二月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業及び国家戦略特別区域高度医療提供事業

○法務省告示第十九号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月九日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡岩井町市部六番地一号　忍足　文友

○法務省告示第二十号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月九日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡長尾村滝口六千三百四十八番地

山口　音松

○法務省告示第二十一号

長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十七年一月九日

法務大臣　上川　陽子

長野県上田市大字常磐城千二百九十二番地

馬場　督雄

○岡山地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

平成二十七年一月九日

岡山地方検察庁検事正　松田　一郎

岡山県岡山市北区南方一丁目八番一号　岡山地方検察庁企画調査課内情報公開窓口